

愛知県立学校の体育施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育の普及のために、愛知県立蒲郡高等学校及び愛知県立三谷水産高等学校（以下「県立学校」という。）の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第2条 学校開放中の管理責任は蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に帰属するものとし、学校開放を行う県立学校（以下「開放校」という。）の校長は、学校開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(管理指導員)

第3条 開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に伴う施設及び設備の管理にあたるものとする。

(学校開放事務担当者)

第4条 教育委員会は、学校開放事業の実務と運営の円滑化を図るため、県立学校及び教育委員会に学校開放事務担当者を置き、開放する体育施設（以下「開放施設」という。）の貸出し手続きと利用者の連絡調整を図るものとする。ただし、事務処理の全ては教育委員会の担当者が担当するものとする。

(開放日)

第5条 学校開放を行う日は、1月4日から12月28日までのうち、開放校の管理上支障のない日で、教育委員会が別に定めるものとする。

(利用者の範囲)

第6条 開放校を利用できる者は、蒲郡市内に在住し、又は在勤する者で、10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体に成人の責任者（以下「責任者」という。）が含まれ、教育委員会に登録された団体（以下「利用者」という。）とする。

(登録)

第7条 前条に規定する登録を受けようとする団体は、蒲郡市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和51年蒲郡市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定める学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請団体が適格と認められるときは、当該申

請者に規則に定める学校体育施設利用登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

- 3 申請者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届けなければならない。
- 4 登録証の有効期間は、交付の日から当該年度末までとする。
- 5 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消することができる。
 - (1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実があったとき。
 - (2) 学校教育活動に支障をきたすような行為あるいは利用の際のルールやマナーを守らない等、第三者に迷惑を及ぼすような行為があったとき。
 - (3) その他、登録団体として不適格と認めたとき。

（開放施設等）

第8条 開放施設、開放日、開放時間及び開放する種目は、開放校の学校長と協議のうえ別に定めるものとする。

（利用手続）

第9条 利用者が開放校の利用許可を受けようとするときは、学校体育施設利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、利用日の属する月の前月の1日から15日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による申請を許可したときは、当該申請者に学校体育施設利用許可書（第2号様式）を交付する。

（照明設備の利用）

第10条 開放施設の利用者（以下「利用者」という。）が利用しようとする施設で照明設備を必要とする場合は、当該設備利用に要する電気料相当の費用として、別に協定書で定める額を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する費用は、利用者があらかじめ教育委員会において納入しなければならない。
- 3 教育委員会は、費用を納入した利用者に蒲郡市立学校の体育施設開放事業実施要綱で定める学校開放照明利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

る。

4 利用者は、利用券を照明設備が必要な場合の申請に添えなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、別に定める利用者の遵守事項を遵守しなければならない。

(利用の取消し等)

第12条 教育委員会は、前条に定める利用者の遵守事項に従わず、開放校の管理上支障があると認めるときは、学校開放の利用の中止又は第8条に規定する利用の許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、開放校の施設、設備等を故意又は過失により棄損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

2 改正後の規定は、令和3年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

第1号様式（第9条関係）

学校体育施設利用許可申請書 蒲郡市教育委員会 様 <div style="text-align: right;"> 住所 申請者 氏名 電話 </div>			
団 体 名		登 録 番 号	
利 用 校 名	(運動場・体育館)		
利 用 器 具			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
利 用 予 定 人 数	人		
上記のとおり利用の申請をします。 <div style="float: right; text-align: right;"> 許可番号 第 年 月 日 号 </div>			
照 明 の 有 ・ 無	無		
	有	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	
※ 電 気 料	円		
※ 領 収 欄			

※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第9条関係）

学校体育施設利用許可書 申請者 住所 氏名 電話			
団 体 名		登録番号	
利 用 校 名	(運動場・体育館)		
利 用 器 具			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
利 用 予 定 人 数	人		
上記のとおり利用を許可します。 許可番号 第 号 年 月 日 蒲郡市教育委員会 印			
照 明 の 有 ・ 無	無		
	有	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	
※ 電 気 料	円		
※ 領 収 欄			

※印欄は、記入しないでください。